

〔落穂集追加〕傳奏屋敷始の事

一問曰傳奏屋敷并御評定の義は何頃より初りたる義と聞被及候哉答曰我等承り及候義は慶長五年關がはら御一戰前に公家衆參向と申は無之天下御統一の後傳奏の參向毎年義に有之を以公家衆御馳走の屋敷と申て新に御普請出來傳奏屋敷と申也夫迄の義は御老中方の宅に於て諸役人中式日の寄合等も有之なれ共幸傳奏屋敷常に御用にも無之明て有之事なれば重疊御寄合所と有之義にて御老中方自分々々の宅の寄合と申は相止み式日に至り朝夕の御賄の義は下奉行に被仰付外の義は手支無之なれ共御老中方を初め其外歴々の前へ罷出給仕を致す者に手遣ひ如何いたしたる者なりと有る所に板倉四郎右衛門殿被申るは給仕人の義は茨原町役に掛け番人なり共總女共を出させ可然との義に付茨原町の役掛り成り傳奏屋敷前迄船に乗せ召連れ參り候節船の上には筈をいたし幕簾を掛候を初めと仕り外々にて屋形船と申初むる由○中略

一問曰尤其時代○慶長の義は諸事に付御手輕き事共と相聞けれ共御老中方を初め何も御立合

御評定所へ葭原町の傾城ふせいの者を徘徊有之事何共承知致さぬ事也虚説などにて無之哉答曰手前坏も寛永年中出生の者なれば時代も違慥に可知様も無之候去ながら左様成る義も可有之と存る子細は文祿年中上方に於て大地震のゆりたる義有之京都大佛の像などもゆり崩し權現様の聚樂の御屋形も大破に及び御家人衆中も押に打れ死る衆坏も有之由其節伏見小幡山城中に於て築地の所に立たる奥向の御屋形を震崩し中居以下の女中五百人計りも相果候に付老女中太閤の前に於て今度の地震にあまたの下女共押にうたれ相果候に付俄に其代りを召抱へよとある義を秀吉公聞たまひて御申にはいかに下女ふせいの者なれ共あまたの人を召寄る事は成り兼可申候と玄以法印に申談じ六條島原町の傾城共を召寄召使其内代